

(意見書案第7号)

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書

政府は今年9月より、内閣府と厚生労働省の事業として、保育料について非婚ひとり親寡婦控除のみなし適用を始める。平成27年10月、国土交通省が公営住宅の家賃算定でのみなし適用をする政令改正を行ったことに続くものである。

所得税法を改正して、非婚ひとり親に寡婦控除を適用することを求める地方議会の意見書可決は、衆参両院の事務局のまとめでは200地方議会を超え、地方自治体独自の施策による寡婦控除「のみなし適用」の実施が、国の取り組みを後押ししている。寡婦控除は所得税法にもとづく所得控除の一つで、配偶者と死別・離婚した女性(所得制限あり)が対象であり、結婚歴のない非婚のひとり親は受けられない。

日本弁護士連合会は、法のもとの平等を保障した憲法14条や子どもの権利条約に違反するとの意見書を政府に提出しており、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて整備を進める責務を負っている政府の責任において所得税法を改正すべき時である。

札幌市では、「子どもの貧困対策計画」に向けて実施した「札幌市子ども・若者生活実態調査」の結果、「経済的理由により家族が必要とする食料が買えなかった」との回答が17.2%、「冬に暖房が使えなかった」8.1%、「病院を受診した方がよいと思ったが受診させなかった」18.4%と、貧困の深刻な実態が浮き彫りになっており、同様の状況は、全国的にも指摘されている。

こうした中で、同じひとり親世帯でありながら、離婚歴があるかないかで非婚の母が差別され、寡婦控除の適用から外されて経済的に一層の困窮に追い込まれるという事態が生じている。

よって、国においては、一日も早く、非婚ひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛